

ICD部会における審議結果の要点

1. 「疾病、傷害及び死因の統計分類」として告示するICD-11の範囲について

- 対象とするICD-11の範囲については、第1章～第25章とする。
- 第26章～X章については、WHOでの取扱いや各種知見の集積状況等も注視しながら対応を検討。

2. 「疾病、傷害及び死因の統計分類」の変更案の作成方針について

- 基本分類表：2023年1月に公表されたICD-11の死亡・疾病統計分類（ICD-11 for Mortality and Morbidity Statistics：MMS）に収載されているコードをそのまま使用。
- 疾病・死因分類表：日本独自のものを作成する。
- 厚生労働科学研究（※）の成果を活用し死因・疾病分類表案を作成する。

※）厚生労働科学研究「ICD-11の適用を通じて我が国の死因・疾病統計の向上を目指すための研究」

（研究代表者：国立社会保障・人口問題研究所 所長 林玲子）

3. ICD-11の和訳について

- 今後ICD-11が継続的に更新されることを踏まえて、「疾病、傷害及び死因分類専門委員会」において、具体的な作業等を行う。

和訳作業については、関連学会と協力しながら現在進めているところ。All Index Terms、Coding Note、死因ルール等が記載されたICD-11 Reference Guideについては2023年公表版を和訳対象とする。